

令和6年度多古町消防団のリーダーです



前段左から 石井雄士【本部分団長】 土屋敏一【副団長】 工藤和明【団長】 瓜生修【副団長】 所雅視【本部分団長】
伊橋孝太郎【本部分団長】
後段左から 【分団長】鈴木章夫（第一） 熊坂慎吾（第二） 小野田一哉（第三） 岩淵真（第四） 黒田昌伸（第五）
及川直紀（第六） 並木孝昌（第七）

消防団員の募集

女性消防団員も
募集中！

近年、全国各地で甚大な自然災害が起こる中、消防団が担う地域防災力の強化はますます重要となっています。

現在、多古町消防団は425人で、火災現場での消火活動、平常時の火災予防活動、災害時の復旧・警戒活動などで活躍しています。また、女性消防団もイベントでの啓発活動など、さまざまな場面で活動しています。

地域を守るため、ぜひ消防団と一緒に活動しませんか。入団を希望される方は消防多古分署までご連絡ください。

【入団資格】

- ①多古町に居住する方、もしくは勤務する方、または近隣に居住し、消防団活動を行うことができる方 ※男女問いません。
- ②年齢が18歳以上の方

消防団からのお願い



日頃より、多古町消防団へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。
今年に入り、風の強い日に野焼きをして火災になってしまう事例が多く見られました。掃除をするつもりで付けた火が大惨事を招くこともあります。改めまして、火を使うときは一人ひとりが十分に注意するようお願いします。
また、豪雨災害や大型台風、大地震などの災害への備えとして、強風で飛ばされそうな物の片付けや建物の補強、樹木の剪定、家の中の倒れそうな物の固定などを各家庭で行っていただきますよう重ねてお願いします。

多古町消防団長 工藤 和明

お問い合わせ●香取広域消防本部多古分署 ☎76-3255

地震などの災害に備えましょう 家具転倒防止器具取付費を補助！

家具の転倒による人的被害を軽減するため、転倒防止器具を取り付ける事業を実施しています。

●対象世帯

次の①から③のいずれかに該当し、世帯全員の町民税が非課税の世帯

- ① 65歳以上の方で構成される世帯
- ② 障害者のみで構成される世帯
- ③ 65歳以上の方と障害者で構成される世帯

※対象となる障害者は「身体障害者手帳1級または2級の方」「療育手帳の交付を受けている方」「精神障害者保健福祉手帳1級の方」です。

●工事方法・補助限度額

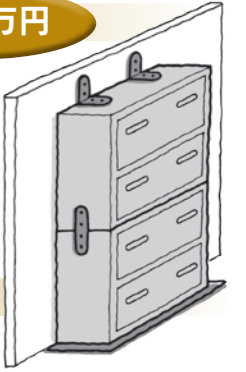
申請に基づき、町が業者委託により取付工事を行います。

ご自分で工事を依頼してしまうと補助が受けられませんので、ご注意ください。

1世帯1回限りで、補助限度額は1万円です。

お問合せ●総務課交通防災係 ☎76-2611

上限1万円



防
災

国民年金保険料の「産前産後期間免除制度」をご存じですか？

国民年金第1号被保険者*1が出産した場合、出産前後一定期間の国民年金保険料が免除されます。この免除期間は、保険料を納めた期間に含まれ、将来受け取る年金額に反映されます。

免除対象期間

出産予定日または出産月の前月から4カ月間（双子などの場合は3カ月前から6カ月間）が対象で、申請により保険料が免除されます。

（死産、流産、早産、人工妊娠中絶された場合を含みます。※妊娠85日以上）

対象となる方

国民年金第1号被保険者*1で出産日が平成31年2月1日以降の方

*1【第1号被保険者】

自営業者、農林漁業者、学生、無職の方
（20歳以上60歳未満）

申請時期

出産予定日の6カ月前より
（出産後の申請もできます）

届出先

住民登録をしている市区町村の国民年金担当窓口

申請の際に必要なもの

年金手帳、本人確認のためのマイナンバーカードなど
【出産前の場合】母子健康手帳
※被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など
出産日や親子関係が分かる書類が必要です。

お問合せ●

住民課国保年金係 ☎76-5405
佐原年金事務所 ☎0478-54-1442

さつまいもを栽培される皆さまへ

千葉県では、植物防疫法に基づき令和6年3月に「千葉県総合防除計画」を策定しました。近年全国的に問題となっている「サツマイモ基腐病」のまん延を防止するために、家庭菜園を含めすべての栽培者の方に6つのルールを守っていただくよう、ご協力をお願いします。



サツマイモ基腐病のまん延を防ぐための6つのルール！

- ①本病発生ほ場から種いもを採取しない。
- ②無病種いもや、由来のわかる健全な苗を使用する。
- ③県などが実施するまん延防止のための調査に協力する。
- ④本病が発生または本病と疑われる症状を確認した場合には県や関係機関に直ちに連絡する。
- ⑤本病の発生が確認された場合、関係機関の指導のもと発病株を抜き取り、ほ場外に持ち出し適切に処分する。
- ⑥本病発生ほ場では原則として2年以上、さつまいも以外の作物を栽培するか休耕する。



千葉県
ホームページ

お問い合わせ●多古町産業経済課農業振興係 ☎76-5404

千葉県農林水産部環境農業推進課肥料・農薬班 ☎043-223-2888